

◆「介護保険サービス」の利用方法◆

「介護保険サービス」を利用するには、まず区役所の保健福祉課に「要介護認定」の申請をすることが必要です。ここでは、在宅での利用を例に、申請から利用までの流れを簡単に紹介します。

②訪問調査

「認定調査員」が自宅などに伺い、日常生活の状況を調査します。



④ケアプランの作成

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと契約し、「ケアプラン」を作成します。



①

①申請

区役所の保健福祉課に、「要介護認定」の申請書類を提出します。



②

③

③認定結果の通知

訪問調査の結果や主治医の意見などを基に判定された認定結果が通知されます。



④

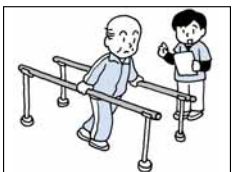
⑤「介護保険サービス」の利用開始



▲訪問介護



▲訪問入浴介護



▲通所リハビリテーション



▲短期入所生活介護

このほかにもさまざまな「介護保険サービス」があり、「ケアプラン」に沿って利用します。

介護や福祉のことで、相談先がどこになるかを知りたいときは、

手稲区役所 1階①番

保健福祉の
相談窓口へ

保健福祉の相談窓口では、相談員が介護や障がいなどの相談や、福祉に関する不安や悩みを聞き、相談内容を整理し、専門窓口への引き継ぎを行います。

介護保険、その前に。

平成25年度

手稲区介護予防フェスタ開催！

年に一度、介護予防を体験できる「介護予防フェスタ」。身体機能や脳年齢などをチェックする「測定コーナー」や「脳トレ体験」などたくさんの催し物を用意しています。

年齢不問・参加無料・申込不要です。多数のご来場をお待ちしています。

日時 11月15日(金) 10時～12時

(受け付けは11時45分まで)

場所 手稲区民センター(前田1条11丁目)

◆2階区民ホール

測定コーナー・「ふまねっと」体験・ミニ講話など

◆2階第1・2会議室

脳トレ体験・指編みエコたわし作成体験など

※運動靴を持参し、当日直接会場へ。

詳細 区内各介護予防センター(右ページ参照)